## 学校体育施設の利用に関するお願い

## 『施設利用について』

- (1)鍵の貸出・返却及び施設利用方法は、受付公民館の指示に従ってください。合鍵を作ったり他人に貸し出したりしないようにしてください。
- (2)利用時間を守ってください。(準備・片付け・清掃等は利用時間に含まれます)
- (3)活動終了後は清掃や見回り等の美化・安全活動を行ってください。
- (4)校庭は、使用後グラウンドレーキ等で整備してください。
- (5)体育館・武道場は、使用後床をモップ掛けしてください。
- (6) 用具等を所定の位置に戻し、整理整頓してください。
- (7)トイレを使用した場合は、適宜清掃してください。
- (8)水銀灯・トイレ・通路等の電気を消灯してください。
- (9)ドア・窓等の施錠確認をしてください。
- (10)ごみは持ち帰ってください。
- (11)水道の止水を確認してください。
- (12)施設の建物、設備又は備品を汚損し、毀損し、又は滅失しないように留意してください。
- (13)施設において、他者の使用を妨げる行為をしないようにしてください。
- (14)使用許可に係るもの以外の場所又は備品を使用しないでください。
- (15)教育委員会の許可なく次に掲げる行為をしないようにしてください。
  - ア 仮設工作物の設置その他設備等の設置(団体・個人の用具等は施設におくことはできません)
  - イ 施設における広告物等の掲示又は配布(ポスター、チラシ等)
  - ウ 物品の展示又は販売
- (16)学校敷地内は禁煙です。ご協力をお願いします。
- (17)環境への配慮から、「節電」、「節水」、「アイドリングストップ」にご協力ください。

『施設の破損・汚損等の対応について』

- (1)施設を傷めたり汚したりした場合は、速やかに開放施設校及び受付公民館に連絡してください。
- (2)施設の破損、汚損等の原因が利用者にある場合は、責任をもって修理、修復していただきます。 『利用の停止について』
- (1)利用のきまり、条例及び規則等を遵守しなかったり、学校長の指示に従わない場合は利用の取消・停止、登録の取消をする場合があります。
- (2)施設の保守・管理又は利用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない事情が生じたときは施設の開放を停止します。

『その他』

- (1)団体の代表者は、利用のきまり、飯田市立学校体育施設開放に関する規則、飯田市立学校体育施設使用料徴収条例、同規則を熟読し団体内に周知してください。
- (2)利用者は、けがや賠償責任を負うおそれのある事故に対応できるよう、できるだけ傷害保険・賠償責任保険に加入してください。
- (3)団体の代表者等に変更が生じた場合は、利用登録の変更申請書を提出してください。
- (4) A E D が必要となる場合は、地区公民館の指示に従うと共に日頃から使用方法について確認をしておいてください。
- (5)利用中、事故・怪我等生じた際には、利用団体で応急措置等の対応をして、必要に応じ地区公民館まで報告をお願いします。